

ヒューマンデザインジャパン全講座共通受講規約について

2020年12月10日

受講者 各位

受講検討者 各位

合同会社ヒューマンデザインジャパン

この度は、ヒューマンデザイン・システム（以下「ヒューマンデザイン」といいます）に関する講座をご受講いただき、あるいは受講をご検討いただき、誠にありがとうございます。

さて、弊社では、ヒューマンデザインに関する講座をご受講いただく皆さまには、「ヒューマンデザインジャパン全講座共通受講規約」（以下「受講規約」といいます。）にご同意いただくこととしております。

詳細については以下でご説明するとおりですが、受講規約についてご理解・ご納得いただいた上でヒューマンデザインに関する講座をご受講いただきますよう、何卒お願い申し上げます。

1. 受講規約にご同意いただく必要性について

(1) ヒューマンデザインは、個性の分析手法として非常に優れたものです。

弊社は、ヒューマンデザインを日本において正しく普及させ、適切に発展させるとともに、ヒューマンデザインに携わる方々の利益を擁護することも大切な役割であると考えています。

そのため弊社は、設備投資等に費用を投じてヒューマンデザインの普及に努めるとともに、正規な許可を得ない方法での複製・配布・販売等（これらを以下「海賊版」といいます）によって誤った知識が流布するような事態や、廉価な「海賊版」のせいでヒューマンデザインを習得された方々がリーディングや講座開催による適切な対価を得られなくなるような事態を防止すべく、日々活動しています。

(2) ヒューマンデザインその他ラー・ウル・フー（Ra Uru Hu／ラー）により授けられる全ての知識については、Jovian Archive Media Pte. Ltd. (Jovian) が国際的な知的財産権を有しています。

そして、弊社は、ヒューマンデザインその他ラーにより授けられる全ての知識に関し、日本における Jovian の独占的な代表者・代行者です。

ところが、日本においては、個性の分析手法自体の独占を直接認める法律はありません。

弊社は、日本においてヒューマンデザインの「海賊版」が出てきた場合には、その「海賊版」に対して Jovian 又は弊社の有する著作権、商標権その他知的財産権に基づき可能な限りこれを阻止する法的請求を行う所存です。

しかしながら、日本では個性の分析手法自体の独占を直接認める法律がないため、この法的請求にはどうしても一定の限界があります。

(3) そのため、弊社では、弊社の制度にご賛同いただき、ヒューマンデザインの知識についての秘密を守っていただける方にのみ、ヒューマンデザインの知識をお伝えしています。

これによって、ヒューマンデザインの知識を悪用して「海賊版」を作ろうとする人々にヒュー

マンデザインの情報が漏れないようにして、「海賊版」の横行を阻止しようと考えています。

弊社は、このようにヒューマンデザインに携わる方々にヒューマンデザインに関する秘密を守っていただく方法こそが、ヒューマンデザインを日本において正しく普及させ、適切に発展させるとともに、ヒューマンデザインに携わる方々の利益を擁護するための最善の選択であると考えています。

- (4) 今回の講座でお伝えしようとするヒューマンデザインの知識は、「海賊版」の作成にも悪用できるものです。そのため、今回の講座を受講する皆さまには、受講規約にご同意いただく必要があります。そして、受講規約にご同意いただけない場合には、誠に残念ですが、受講をお断りさせていただきます。

2. プロフェッショナル登録の制度について

- (1) 弊社は、ヒューマンデザインの正しい普及や適切な発展のためには、ヒューマンデザインを正しく理解している者のみがリーディングや講座開催といった活動をできるようにすることが不可欠であると考えています。

そして、ヒューマンデザインの正しい理解は、ヒューマンデザインを正しく理解した講師による講義を受講することによってのみ実現できると考えています。

- (2) また、弊社は、ヒューマンデザインに携わる方々がリーディング、講座開催といった活動を通して、より多くの利益を得ることができるようになるべく、ヒューマンデザインの普及のための設備投資等に費用を投じています。また、弊社は「海賊版」からヒューマンデザインを守り、ヒューマンデザインに携わる方々の利益を守るための活動にも費用を投じています。

これらの費用は、ヒューマンデザインに携わる方々の共通の利益のために投じられているものです。

したがって、これらの費用については、登録料・ライセンス料といった形で、ヒューマンデザインに携わる方々に一部をご負担いただく必要があります。

また、これらをご負担いただく方々がいる以上、負担しない人々が弊社の活動による成果にフリーライド（ただ乗り）することを防止する必要もあります。

- (3) そこで弊社は、ヒューマンデザインを用いたリーディングや講座開催といった活動について、プロフェッショナル登録の制度を設けています。

日本国内でヒューマンデザインに関する活動を行いたい場合には、弊社の認める講師から弊社が指定する講義を受講したうえで、弊社にプロフェッショナル登録する必要があります。

そして、プロフェッショナル登録後は、登録料・ライセンス料をお支払いいただいたうえで、プロフェッショナル登録の種類に応じた範囲でのみヒューマンデザインに関する活動を行っていただくということとしています。

- (4) 逆に言えば、今回ヒューマンデザインに関する講座をご受講いただいたとしても、弊社にプロフェッショナル登録を行わない限り、ヒューマンデザインを用いたリーディング、講座開催等の活動を行うことはできません。

そして、弊社にプロフェッショナル登録することなくこれらの活動を行わないことを受講規約

への同意によりお約束いただかない限り、誠に残念ですが、ヒューマンデザインの知識をお伝えすることはお断りさせていただいております。

- (5) もっとも、既にご説明しましたとおり、プロフェッショナル登録は、ヒューマンデザインに携わる方々の共通の利益を守るための制度です。皆さまにおかれましては、ぜひともこの点についてご理解いただき、今回の講座をご受講のうえ、プロフェッショナル登録を目指していただけますと幸いです。

3. 受講規約の内容の概要について

受講規約は、ヒューマンデザインを日本において正しく普及させ、適切に発展させるとともに、ヒューマンデザインに携わる方々の利益を守るという観点から策定されたものです。

受講規約の内容の概要については、次のとおりです。詳細については、受講規約の各条項をご確認ください。

- (1) ご受講いただくことになった受講者には、ヒューマンデザインの知識の学習・復習目的での使用、ヒューマンデザインの知識に関する守秘義務、リーディングや講座開催の禁止等を定めた「秘密保持等契約」を弊社との間で締結させていただきます（受講規約 2 条）。
- (2) 受講者には、ご受講にあたって、録音・録画や個人情報の取扱いについて、弊社の方針をご承諾いただきます（受講規約 3 条）。
- (3) 受講者には、ご受講の期間中には、講座を録画しないこと、講座内容を第三者に開示・伝達しないこと等をお約束いただきます（受講規約 4 条）。これは、ヒューマンデザインの知識が「海賊版」を作ろうとする第三者に流れること等を防止するためです。
- (4) 受講者には、講座の修了後も、弊社にプロフェッショナル登録しない限りリーディング、講座開催等の活動をしないこと、講座内容を第三者に開示・伝達しないこと等をお約束いただきます（受講規約 6 条）。これは、上記 2. でご説明したとおりの理由によります。
- (5) 受講者が所定の講座を修了した場合には、弊社にプロフェッショナル登録できるものとします（受講規約 5 条）。
- (6) 受講者がヒューマンデザインを使用することにより発生した知的財産権は、原則として弊社に帰属するものとします（受講規約 7 条）。これは、ヒューマンデザインから得られた知的財産権が特定の個人に属すると、その個人が知的財産権を濫用して他の方々によるヒューマンデザインに関する活動を妨害するおそれがあることから、そのような事態を防止するためです。

以上